

「第6次東栄町総合計画」の計画期間に関する方針、「第2期東栄町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「第2期東栄町人口ビジョン」の計画期間延長について

○第6次東栄町総合計画の計画期間に関する方針

第6次東栄町総合計画は平成28年度から令和7年度を計画期間としていますが、より効率的な政策展開を行うことを目的に、町長の任期と計画期間を連動させるため、計画期間を1年延長し令和8年度までとし、令和7年度、令和8年度の2か年で次期計画策定を進め、令和9年度から開始する方針です。

○第2期東栄町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期東栄町人口ビジョンの計画期間延長

第2期東栄町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期東栄町人口ビジョンの計画期間は令和2年度から令和6年度としていますが、次期総合計画と次期総合戦略及び人口ビジョンについて、一体的に策定するとともに、計画期間を統一することで、双方の関係性を明確にし、整合の取れた計画・戦略とすると同時に、策定に係る事務の効率化と財政負担の軽減を図ることを目的として、現在の総合戦略及び人口ビジョンの計画期間を2年間延長し、令和9年度から次期戦略及び次期ビジョンを開始します。

○重要業績評価指標（KPI）及び施策の再設定

総合戦略の延長にあたり、重要業績評価指標（KPI）及び施策についての再設定は行わず、既に目標値を達成している事業については、さらなる実績値の向上、施策の推進に取り組み、数値目標を達成していない事業については、目標値達成に向けた取り組みを継続します。

＜総合計画・総合戦略・人口ビジョンの計画期間＞

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
第6次総合計画(平成28年度～令和7年度)							1年	次期計画	
前期計画	後期計画						延長	前期計画	
	第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略 (令和2年度～令和6年度)						2年延長	次期戦略	
	第2期人口ビジョン (令和2年度～令和6年度)						2年延長	次期ビジョン	